

# 不祥事防止のための校内ルール

本校は、不祥事の根絶のために校内ルールを策定して、共通理解・共通実践の徹底を図ります。教職員は、この趣旨を踏まえて校内ルールを遵守し、本校から不祥事を絶対に出さないようにします。

## 1 コンプライアンス推進員の任命

- ① コンプライアンスに関する取組の牽引役として、教頭をコンプライアンス推進員に選任します。
- ② コンプライアンス推進員は、校長の方針を踏まえ、次に掲げる取組を行うなど、学校の実情に応じた取組を工夫・実施します。
  - ・不祥事防止の校内研修を計画・実施します。
  - ・チェックリストを活用するなどして、校内ルールの徹底を図ります。
  - ・各教職員が日頃からコミュニケーションをとる中で、互いの頑張りを認め合い支え合う風通しの良い職場づくりを進めます。

## 2 具体的な校内ルール

### (1) 学習指導・生徒指導に関して

- ① 授業や正規の教育相談を除き、個室（個室になってしまう場所）で、二人っきりでの個別懇談や個別の学習指導はしません。やむを得ず1対1になる場合には、管理職に相談し、許可を得てから行います。
- ② 体罰は禁止されています。懲戒と体罰の違いを理解し、適切な指導を行います。
- ③ 児童は、職員の自家用車には乗せません。緊急時等やむを得ない場合は、管理職の許可を得てから行います。

### (2) 個人情報の取扱いに関して

- ① 個人情報を含むデータを複製したり校外に持ち出したりしません。
- ② 採点や成績処理等やむを得ない場合を除き、学籍簿などの公簿及び個人情報は持ち出し禁止としています。個人のUSBは原則使用しません。学校貸し出し用のUSBを使用し、ウィルス感染に注意するとともに、使用後はデータを削除します。
- ③ 個人の携帯電話やスマートフォンに保護者や児童の電話番号やメールアドレス等、学校で知り得た個人情報を記録しません。また、児童・保護者との連絡に個人の携帯電話等は使用せず、学校の電話で行います。

### (3) セクハラ・パワハラに関して

- ① 異性に対しては、休み時間を含め身体接触（体を触る、膝に乗せる・他）を避けます。
- ② 自らの言動が、差別や不適切な表現に該当しないか人権的な観点から十分に注意します。
- ③ 異なる年齢や立場の者が、たがいを尊重し協働する職場となるよう配慮します。特に管理職や主任の立場にあるものは、自らの言動が相手に与える影響を考慮して自らの言動を律します。

### (4) 備品・公金の取扱いに関して

- ① 現金や通帳を机やカバンの中に保管せず、適切厳正に処理します。
- ② 学校の電話やパソコン等を公務以外で使用しません。

### (5) 交通安全について

- ① 飲酒運転は絶対に許されません。飲酒をしたら量の多少にかかわらず、絶対に運転をしません。飲酒を伴う会食には、自動車に参加しません。やむを得ず自動車に参加した場合は、周囲にそのことを伝え、絶対に飲酒をしません。
- ② 車を運転する者に絶対に飲酒をすすめません。飲酒をした者の運転する車に、同乗しません。
- ③ 深夜に飲酒した場合、翌朝アルコールが体内に残っている場合があるため、その際は自動車の運転をしません。

## 3 その他

- ① 上記の校内ルールは、必要に応じて追記する場合があります。
- ② 校内ルールはもちろんのこと、各自が山陽東小学校の教職員としての誇り、教育公務員としての自覚と責任をもち、不祥事防止に努めます。

山陽東小学校長